

満期保有目的の債券

単位：百万円

種 類	平成22年9月期			平成23年9月期			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,040	40	4,595	4,709	113
	地方債	1,396	1,405	9	4,731	4,753	22
	社債	2,911	3,133	222	7,851	8,084	232
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	5,307	5,580	272	17,179	17,547	368
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	1,023	1,023	△0
	社債	395	389	△5	1,344	1,336	△7
	その他	1,000	990	△9	500	497	△2
	小計	1,395	1,379	△15	2,867	2,857	△10
合 計	6,702	6,959	256	20,046	20,404	358	

その他有価証券

単位：百万円

種 類	平成22年9月期			平成23年9月期			
	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	267	195	71	438	337	100
	債券	109,212	107,881	1,330	97,232	96,340	892
	国債	61,860	61,164	696	58,659	58,132	527
	地方債	673	673	0	2,728	2,715	13
	社債	46,677	46,043	634	35,843	35,492	351
	その他	9,660	9,489	171	1,522	1,500	22
	小計	119,140	117,566	1,573	99,193	98,177	1,015
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,173	6,207	△2,034	3,401	4,980	△1,578
	債券	2,980	3,012	△31	47,146	47,503	△357
	国債	—	—	—	28,135	28,150	△15
	地方債	—	—	—	1,992	2,000	△7
	社債	2,980	3,012	△31	17,018	17,353	△334
	その他	8,836	12,079	△3,242	5,873	8,905	△3,032
	小計	15,990	21,299	△5,308	56,420	61,389	△4,968
合 計	135,131	138,866	△3,734	155,614	159,566	△3,952	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

単位：百万円

種 類	平成22年9月期	平成23年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	796	791
その他	28	26
合 計	824	818

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は260百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合はすべて、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を減損処理しております。

当中間期における減損処理額は4百万円（非上場株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

金銭の信託関係

平成22年9月期
該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月期）

単位：百万円

	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	15,000	15,000	—	—	—

(注) 「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。